

平成29年8月25日

大山町議会議長 杉谷 洋 一 様

議席番号 15番 大山町議会議員 西山 富三郎 印



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(質問予定時間60分)

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>1 大山町職員行動指針について</p> <p>(1) 策定目的は、「日本一さわやか。親切。丁寧で明るい役場」の実現を目指す職員として、自覚と誇りを根付かせるとともに、職員の自発的行動を促すため町民目線・立場に立った行動理念を共有し、職員が一丸となって、町民サービスの向上に取り組む職場風土を醸成していくものでなくてはならない。どうであるか。</p> <p>(2) 策定ポイント</p> <p>○役場全体(全職員)の指針であること</p> <p>○職員が常に意識でき、心の羅針盤となるよう、コンパクトかつ印象的なものであること。</p> <p>(3) クレドカードは作成しているか</p> <p>○高い倫理観と情熱をもって行政サービスを展開する心得をわかまえているか。</p> <p>○まちづくりスローガンは、何であるか、具体的に。</p> <p>2 大山町コンプライアンス条例の制定について</p> <p>(1) 昨年度は職員による不祥事が発覚し、町政に対する町民の信頼を大きく損なう結果となった。</p> <p>3つの要素が規定されると思う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ア 職員倫理・・・職員の倫理意識。法令遵守意識を高め、不正を未然に防止するための倫理原則、禁止行為、任命権者・管理監督者の責務等を規定。</p> <p>イ 公益通報・・・町の組織内で行われている法令や公益に違反した際の通報に関する手続き及び対処方法、通報者の保護等を規定。</p> <p>例1 公共事業の発生で便宜を図った見返りに職員が現金を受領。</p> <p>例2 職員が忌引休暇制度を悪用し、不正取得。</p> <p>ウ 不当な働きかけ行為・・・職員の公正又は正当な職務の遂行を妨げることを不当に働きかける行為に対して組織的な対応を行うことを規定。</p> </div> <p>(2) コンプライアンスの推進体制ができているか、内容を明示されたい。</p>	<p>町長 教育長</p> <p>町長 教育長</p>



(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。